

## 飛行情報共有システム活用徹底のお願い

掲題の件、令和元年 7 月 26 日付けで「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」が改正され同日に施行されています。

本改正に伴い、航空法に基づく許可・承認を受けて飛行を行う場合には、飛行前に飛行経路に係る他の無人航空機の飛行予定の情報等を飛行情報共有システムで確認するとともに、本システムに飛行予定の情報を入力することが必要となっています。

許可・承認を受けた飛行を行う場合には、下記を参照の上、飛行前の本システムへの飛行予定情報入力の徹底をお願いいたします。

○飛行情報共有システムは [こちら](#)

○飛行情報共有システムマニュアルは [こちら](#)

注：初めてシステムを利用される方は、予めアカウントの開設を行ってください。  
飛行許可申請の ID でログインが可能です。